

## 内子町斎場管理運営規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、内子町斎場条例（平成18年内子町条例第98号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、内子町斎場（以下「斎場」という。）の管理運営に關し必要な事項を定めるものとする。

### (指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条の規定により斎場の指定管理者の指定を受けようとするものは、内子町斎場指定管理者指定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 条例第7条第2号の規則で定める書面は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 斎場の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書面

### (指定管理者予定者)

第3条 町長は、指定申請をしたものが2以上あるときは、最も適當と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理者予定者」という。）とするものとする。

2 町長は、指定申請をしたものが1である場合において、適切と認めるときは、このものを指定管理者予定者とするものとする。

3 町長は、指定申請をしたものがないとき、又は前2項の規定による指定管理者予定者がないときは、再度、公募を行うことができる。

### (指定等の通知)

第4条 町長は、指定の可否を決定したときは、指定をしたものに対しては内子町斎場指定管理者指定書（様式第2号）により、指定をしなかったものに対しては内子町斎場指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (利用の許可申請)

第5条 条例第15条第1項の規定により斎場の利用許可を受けようとする者（以下「利用許可申請者」という。）は、藤華苑利用許可（変更）申請書（様式第4号）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用許可をしたときは、藤華苑利用許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

3 利用許可申請者が火葬にのみ利用するときは、死体（胎）埋火葬許可申請書を提出することにより第1項の申請があつたものとみなす。この場合、様式第6号による藤華苑利用許可書を交付するものとする。ただし、施術体及び臓器等に係る火葬を除くものとする。

### (利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、特に必要と認めた場合、町長の承認を得た者に限り、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

### (備付帳簿)

第7条 斎場には、次の台帳等を備え付け、整備しなければならない。

- (1) 運営管理月報
- (2) 業務日誌
- (3) 金銭出納帳
- (4) 仕入台帳
- (5) 備品台帳
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な書類  
(協定)

第8条 指定管理者は、町長と斎場の管理に関する次の事項を定めた協定を締結する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 条例第16条の利用料金に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第2条の規定による申請及びこれらに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても第3条及び第4条の規定により行うことができる。

附 則(令和4年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

内子町斎場指定管理者指定申請書

年　月　日

内子町長 様

所在地

申請者　名　称

代表者名

内子町斎場指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 誓約書
- 2 内子町斎場の管理運営に関する事業計画書
- 3 内子町斎場の管理運営に関する収支計画書
- 4 定款、寄附行為又は、規約その他これらに類する書類
- 5 法人又は団体の概要を示す書類
- 6 登記事項証明書又はこれに類する書類（発行の日から3箇月以内のもの）
- 7 直近の事業年度分の財務書類
- 8 納税証明書（発行の日から1箇月以内のもの）
- 9 申立書

（参考）

同種施設の管理実績を記載した書類

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

内子町長

内子町斎場指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった内子町斎場指定管理者の指定については、  
内子町斎場条例第8条の規定に基づき、次のとおり指定することに決定したので通知します。

指定管理者として指定する期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

内子町長

内子町斎場指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった内子町斎場指定管理者の指定については、  
指定しないことに決定したので通知します。

様式第4号（第6条関係）

藤華苑利用許可（変更）申請書

利用責任者				
利用日	年　月　日　( )			
利用時間	午前・午後　時　分～午前・午後　時　分			
利用施設の 名称	火葬施設　告別式場　和室①　和室②			
利用目的				
利用料金の 有無及び金 額	利 用 料 金	有・無	金 額	円
その他参考 事項				

上記のとおり藤華苑の施設を利用したいので、内子町斎場管理運営規則第6条第1項の規定により申請します。なお、利用に当たっては斎場に関する諸規定を守り、指定管理者の指示に従って大切に利用することを誓います。

年　月　日

住所  
氏名  
(代表者)

指定管理者　　様

様式第5号（第6条関係）

藤華苑利用許可書

利用責任者			
利用日	年　月　日　(　　)		
利用時間	午前・午後　時　分～午前・午後　時　分		
利用施設の 名称	火葬施設	告別式場	和室①　　和室②
利用目的			
利用料金の 有無及び金 額	利　用　料　金	有・無	金　額　　円
その他参考 事項			

藤華苑の施設の利用について、内子町斎場管理運営規則第6条第2項の規定に基づき上記のとおり許可する。

年　月　日

指定管理者

様

様式第6号（第6条関係）

斎場 藤華苑利用許可書	許可番号	—
-------------	------	---

死亡者	本籍	番地		
	住所	番地		
	氏名			
性別及び生年月日		男・女	年 月 日	生
死因		感染症 その他		
死亡	時刻	年 月 日	午前	時 分
		午後		
場所				
埋火	葬の場所	<input type="checkbox"/> 愛媛県喜多郡内子町寺村2478番地7 藤華苑		
		<input type="checkbox"/>		
申請者	住所	番地		
	氏名	@ 死亡者との続柄		

藤華苑利用	年 月 日		午前	時 分	
	年 月 日		午前	時 分	使用炉
			午後	分 清	@

使用料	<input type="checkbox"/> 管内	<input type="checkbox"/> 大人	年 月 日 許可 指定管理者		
	<input type="checkbox"/> 管外	<input type="checkbox"/> 小人			
	<input type="checkbox"/> 減免				
		円			

受付者印	藤華苑連絡
	月 日 時 分